

茨城県立医療大学教育研究環境整備委員会規程

〔平成 25 年 10 月 23 日〕
医療大訓第 2 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日

改正 令和 5 年 11 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第 13 条第 3 項の規定に基づき、茨城県立医療大学教育研究環境整備委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 各学科長及び各センター長
- (7) 専攻科長
- (8) 付属病院長
- (9) 研究科長
- (10) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究環境の整備に関する事項
- (2) その他学長が必要と認める事項

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を会議に出席させて、審議事項の説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第 6 条 委員会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する

付 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する